

産前産後の保険料免除



免除期間

出産予定日、または出産日が属する月の前月から4か月間
※多胎妊娠の場合は、出産予定日、または出産日が属する月の3か月前から6か月間

対象者

国民年金第1号被保険者
※妊娠85日(4か月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産も含む)。

申請窓口

保険医療課医療保険年金係、または各支所窓口係
※出産予定日の6か月前から申請できます。

必要書類等

【出産前】母子健康手帳など
【出産後】被保険者と子が別世帯の場合は出生証明書など

☎三次年金事務所 ☎0824-62-3107

高齢者季節性インフルエンザ予防接種

対象の方には9月下旬に接種券を送付していますので、まだ届いていない方や、9月以降に本市に転入した方は、健康長寿課健康推進係へ連絡してください。

対象者	本市に住民票をお持ちの方で以下のいずれかに該当する方
	●接種日当日に65歳以上の方(接種期間中に65歳になる方は誕生日の前日から接種できます) ●接種日当日に60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫のいずれかに機能障害があり、身体障害者手帳1級に該当する方
接種期間	令和3年10月1日(金)～令和4年1月31日(月)
接種回数	1回
接種場所	市と委託契約をしている医療機関
自己負担金	1,500円 ※生活保護世帯の方は、自己負担はありません。

☎健康長寿課 健康推進係
☎お太助フォン 42-5633

広報紙アンケートなどで「市政の動きを知りたい」という声が多かったため、今月から、市長(執行部)側からも情報発信を始めます。議会とのやりとりを中心に紹介し、市政の「みえる化・わかる化」を進める考えです。

解説

「副市長選任同意に係る意見聴取」は「行財政上の重要問題について意見聴取できる」という『議員必携』(第8章全員協議会(二)(3)町村長による事前説明及び意見の聴取)にのっとった申し入れです。副市長は行政における要職であり、その人件費(予算)はまさに財政であるため、明らかに意見聴取の対象として捉えられます。

なお、副市長の人件費を含む今年度予算は3月の定例会において全員一致で承認されていますが、その後、選任同意の議決に際しては「財政難」が主な反対理由として挙がりました。このため、今後の対応を検討していく上で、議会に詳細を確認する必要が生じています。

また、災害対応に関しては、議員が個々に動くことと行政の混乱を招くため、組織として行動の方針を立てるよう議会に要請しています。

市長 石丸 伸二

6/17	定例会一般質問	山根議員に対する答弁の中で、議会として危機対応の体制をつくる必要を指摘。
7/7	議会への書面通知	全員協議会における「副市長選任同意に係る意見聴取」を申し入れ。
7/13	正副議長定例協議	議会として危機対応の体制づくりを急ぐよう要請。 「副市長選任同意に係る意見聴取」の必要性を説明。
7/15	議会からの書面回答	「副市長選任同意に係る意見聴取」を受けないと議会から回答。
7/27	正副議長定例協議	「副市長選任同意に係る意見聴取」を受けない理由が不相当であると説明。 面談 市民グループ「安芸高田市行政経済研究会」と意見交換。
8/6	議会への書面通知	再度「副市長選任同意に係る意見聴取」を議会へ申し入れ。
8/10	正副議長定例協議	正副議長は欠席。
8/17	災害対策本部会議	事務局長より議会における危機対応の体制が未整備であると報告。 議会に対して秩序立った行動を要請。
8/20	全員協議会	当日までに「副市長選任同意に係る意見聴取」の申し入れに対する書面回答なし。
8/24	正副議長定例協議	正副議長は欠席。

定例会一般質問はYouTubeで閲覧できます。

<https://www.youtube.com/watch?v=EldFCOEu4wY>



交通事故と国民健康保険

交通事故など、第三者(加害者)の行為で負傷した場合の医療費は加害者に負担義務がありますが、国民健康保険で治療を受けた場合、その医療費を市が一時的に負担し、後から加害者に請求する必要があります。国民健康保険で治療を受けた場合は、保険医療課医療保険年金係へ速やかに届け出てください。

必要書類等

- ・第三者行為における届出書一式(保険医療課医療保険年金係にあります)
- ・印鑑
- ・国民健康保険証
- ・交通事故証明書
- ・世帯主、治療を受けた方の個人番号が確認できるもの



示談は慎重に!

届け出の前に加害者側と示談をして医療費を受け取ると、市が後から行う加害者への費用請求ができなくなる場合があります。交通事故の場合は、後遺症などの問題もありますので、示談の前に保険医療課医療保険年金係に相談してください。

※レセプト請求により、交通事故での疾病の疑いがある場合には、確認の連絡をします。

☎保険医療課 医療保険年金係 ☎お太助フォン 42-5619